

奈良県告示第四十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、五條吉野土地改良区の役員が次のとおり就任した旨、同土地改良区から届出があつた。

平成三十年五月七日

奈良県知事 荒井正吾

就任役員の役名、氏名及び住所

監事 西室 勝一 吉野郡下市町大字栃原九八一

〃 西前 一夫 五條市西吉野町平沼田一三七二

〃 益田 吉仁 〃 滝町三五九